

令和6年第1回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和6年1月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和6年第1回東串良町農業委員会会議録

招集年月日		令和6年1月25日					
招集場所		東串良町役場委員会室（3階）					
開催の日時 及び宣言	開会	令和6年1月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和6年1月25日 午前10時46分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数7名 欠席数1名 出席○ 欠席×	○	1	吉ヶ崎 弘一	×	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数8名	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員		7番	櫻木 孝二	8番	内村 初子		
出席した事務局職員		局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎	書記	宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男		
会議 に 付 し た 事 項	日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について						
	日程第2 議案第2号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について						
	日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第4 議案第4号 農地法第3条許可指令書の取り下げについて						
	日程第5 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第6 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第7 議案第7号 農地あっせん委員の選任について						

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

鶴丸委員から、欠席届が参っております。
出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和6年第1回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、7番櫻木委員と、8番内村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。
農業経営基盤強化促進法による賃借の合意解約が4件7筆、農地法第3条
による賃借の合意解約が1件1筆ありました。
つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目
通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は
必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第1議案第1号農業経営基盤強化促進法による農用地利用
集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が6件、賃借権が8件、使用賃借権が2
件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権移転の1番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でござ
います。

続いて2番、譲渡人は宮崎県の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申
請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でござい
ます。

次に資料2ページをお開き下さい。

続いて3番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

続いて4番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による所有権の移転でございます。

次に資料3ページをお開き下さい。

続いて5番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

続いて6番、譲渡人は福岡県の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による所有権の移転でございます。

次に資料4ページをお開き下さい。

貸借権設定の1番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に2番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に資料5ページをお開き下さい。

次に3番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に4番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に資料6ページをお開き下さい。

次に5番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に6番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に資料7ページをお開き下さい。

次に7番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に8番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に資料8ページをお開き下さい。

使用貸借権設定の9番、貸人は川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に10番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

木佐貫委員

5ページの3番の賃借料は10a当たり10,000円で、4ページ2番は1筆10,000円となっておりますが間違いではないですか。

事務局（出水）

先程の回答ですが、3番に関しましては、10a当たり10,000円で、2番に関しましては1筆10,000円で間違いありません。申請書に記載してあるとおりです。以上です。

議長（大村）

他にありませんか。

櫻木委員

はい。

議長（大村）

櫻木さん。

櫻木委員

1ページ1番の30,000円の売買価格については桁違いではないですね。

事務局（若松）

この件につきましては、確認を取りまして領収書も30,000円で切っております。決められるときに、旦那さんが入院されていて、奥さんがお金を受け取られたみたいで、登記の際に話をされるとのことでしたが、現実的には30,000円で売買されています。以上でございます。

付け加えますと、この農地が荒れていたみたいで、そこを耕作して、それを含めた上で30,000円と決められたようです。〇〇さんの奥さんがそこらをわかってらっしゃらないので、今度登記の手続きの際にそこを含めた形で説明したいと思います。

議長（大村）

他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第1号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第2号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料9ページおよび10ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が2件3筆、面積3,334㎡、使用貸借権が1件1筆、529㎡となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第2号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。

この内、11ページおよび12ページに記載のある所有権移転の申請番号1番と3番については、現地調査を行っておりますので、先に報告を行わせていただきたいと思います。

それでは、最初に所有権移転の1番について、櫻木委員に現地調査報告をお願いします。

（櫻木委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和6年1月19日、金曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と松元委員、事務局の計5人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんのお父さんの〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が贈与を受けるものであり、作付予定作物は甘藷となっております。

譲受人は18年間の農作業の経験をもっており、農機具の所有、農業への従事状況も農地法第3条の許可基準を上回っております。

譲受人の住所は肝付町〇〇となっておりますが、通作に関しても問題は特にないものと思われまます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけることのできましたので、農地法第3条による許可を出しでも問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて3番について、松元委員に現地調査報告をお願いします。

（松元委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和6年1月19日、金曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と櫻木委員、事務局3名の計5名で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が購入するものであり、作付予定作物は水稲となっております。

譲受人の農作業の経験は、40年以上で、令和4年までは広域認定を受けていましたが、病気のため令和5年は更新されませんでした。その病気も回復し農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は肝付町〇〇であり、通作に関しても問題はないものと思われ
ます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気
をつけることのできましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないも
のと思われ
ます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

櫻木委員

はい。

議長（大村）

櫻木さん、どうぞ。

櫻木委員

現地調査をしたのですが、売買金額の事ですが、現地調査の許可申請書の方
は15万円、総会資料の方が10万円となっておりますので確認をお願いします。

事務局（出水）

お答え致します。申請書の方を確認しましたら、15万円となっております
ので、総会資料の方の訂正をお願いします。

議長（大村）

よろしいですか。

委員

はい。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料 11 ページをお開きください。

所有権移転の 2 番、譲渡人は岩弘の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第 3 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 4 議案第 4 号農地法第 3 条許可指令書の取り下げについて議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料 13 ページをご覧ください。

本件は令和 5 年 10 月総会において、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへ、農地法第 3 条による所有権移転の許可をしたものですが申請者から資料に記載の理由により、許可の取り下げが求められているものであります。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第 4 議案第 4 号農地法第 3 条許可指令書の取り下げについては許可することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 5 議案第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が 1 件あります。

それでは、資料 14 ページの株式会社 〇〇さんからの転用申請について質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしておりますが、本申請については令和 5 年第 10 回定例総会において農用地区域からの除外を申請した際に現地調査の報告は行われておりますので、今回は報告を省略させていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

よって日程第5議案第5号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第6号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は所有権設定の申請が2件、賃借権設定の申請が2件あります。

それでは、資料15ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員よろしくお願ひします。

（木佐貫委員調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和6年1月19日金曜日に、転用に係る現地調査を私と中村委員、事務局3名の計5名で行いました。

転用目的はアパート・駐車場の建築です。

申請地の農地区分は農用地区域外農地になります。また、住宅やスーパーマーケット・事業所等の施設が建ち並ぶ区域にあることから第3種農地に該当すると思われ、不許可の例外である「街区内4割超宅地化農地」に該当すると思われます。

代替え地の検討もされましたが、適当な土地がなく、更に金額の折り合いもつかなかったため、申請地への申請は、やむを得ないものと思われます。

費用については融資により賄う予定であるとのことす。

転用する面積は2654番1で398㎡になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被

害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、資料 16 ページの〇〇さんからの転用申請について、質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしておりますが、本申請については令和 5 年第 4 回定例総会において農用地区域からの除外を申請した際に現地調査の報告は行われていますので、今回は報告を省略させていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、資料 17 ページの有限会社 〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしくお願

す。

(松留立美委員調査報告)

1月19日金曜日に、転用に係る現地調査を私と谷口委員、事務局3名の計5名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇さんが出席されました。また、地権者からは委任状が提出されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当しますが、農地の広がりや10ha以上あることから、第1種農地に該当するものと思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂採取のために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は4250番1の995㎡になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、資料18ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員よろしくお願ひします。

(谷口委員調査報告)

令和6年1月19日金曜日に、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局3名の計5名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇さんが出席されました。また、地権者からは委任状が提出されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は4135番1の951㎡になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

櫻木委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

櫻木委員

転用の事由が土壌改良のための砂採取とありますが、砂を採取することによりどのように改良されるほ場なのか教えて頂きたいと思ひます。

事務局（宮之前）

お答えいたします。申請書の内容をみますと現況耕作の生育が悪いとのことで、資源である砂を活用してその後良質な表土をもどして、畑として使用していきたいと申請書には記載してあります。

櫻木委員

表土は今ある表土を使いますか。

事務局（宮之前）

業者が良質な表土をもって

櫻木委員

他から持ってくるという事ですか。

事務局（宮之前）

良質な表土を持って埋め戻しを行うとの事です。

議長（大村）

他にありませんか。

村吉委員

はい

議長（大村）

どうぞ。

村吉委員

転用の理由をもうちょっと考えて、会社側に理由付けを申請させていただきます。ただ砂をとるための理由付けの申請でしょう。

事務局（宮之前）

お答えいたします。砂採取の一時転用で、許可ができる一時転用になります。申請内容につきましても、前回も出たんですが、業者には砂採取が目的ですよね、土地改良ではなくてと説明はするんですけど、前のまま申請してくる業者もいらっしゃいますので、又申請の時には窓口で詳細に聞き取って対応させていただきたいと思います。

砂採取は、理由はいらないので基本的に一時転用ができる行為ですので、業者によっては毎回土壌改良だという事で、申請してくるところもありますので、許可はできるんですが、窓口で聞き取りながら指導して行きたいと思います。

議長（大村）

村吉委員よろしいですか。

村吉委員

はい。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

よって日程第6議案第6号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第7議案第7号の農地のあっせん委員の選任について議題いたします。

今回は賃借を求める申出が1件あります。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任の声あり」）

議長（大村）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

（事務局出水説明）

それでは説明させていただきます。

申請地及びその周辺につきましては、議案書に記載されているとおりであります。面積は1筆1,822㎡です。又周辺には耕作者を記載しておりますので集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めて頂きますようお願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

議長（大村）

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては福岡委員と村吉委員を指名いたします。委員長は村吉委員をお願いしたいと思います。

よって、日程第6議案第6号の農地のあっせん委員の選任については、た

だいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

先程、日程第 6 議案第 6 号と発言しましたが、日程第 7 議案第 7 号に修正いたします。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 2 月

現地調査：20 日（火）

定例総会：26 日（月）

申請締切：1 月 31 日（水）※2 月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 6 年第 1 回定例総会を閉会いたします。